

被扶養者として認定されるための条件

被扶養者として認定されるためには、「親族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。



同居でも別居でもよい人

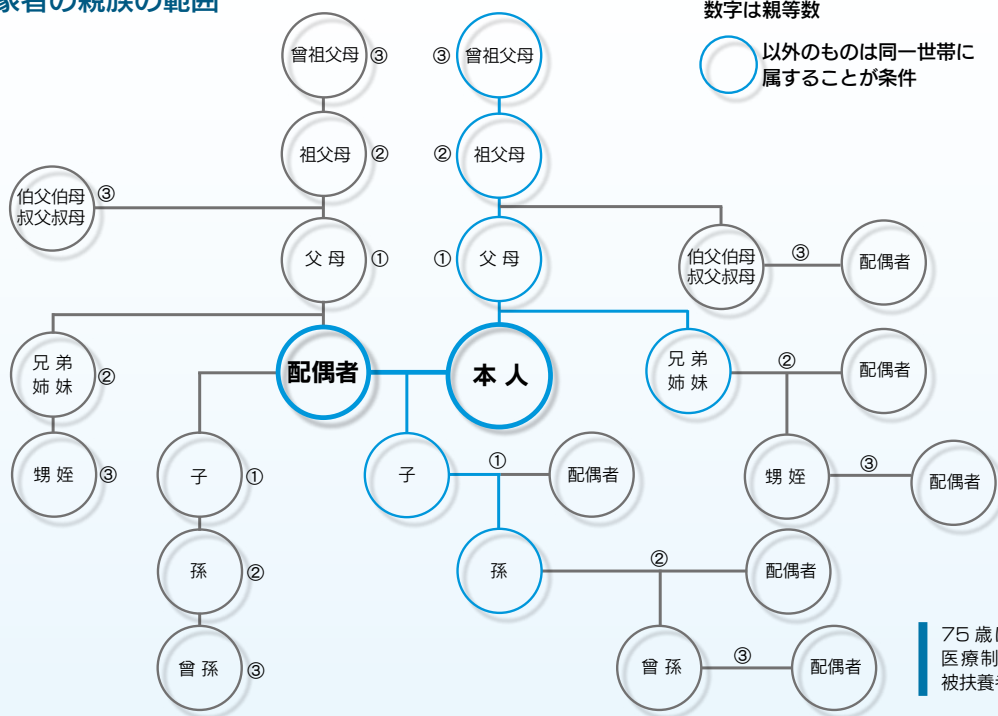
- ① 配偶者（内縁でもよい）
- ② 子、孫
- ③ 兄弟姉妹
- ④ 父母などの直系尊属



同居が条件の人

- ① 左記以外の三親等内の親族
- ② 内縁の配偶者の父母および子
- ③ 内縁の配偶者死亡後の父母および子

認定対象者の親族の範囲



被扶養者として認められる収入の限度

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。具体的には次のような基準が定められています。



同居している場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること



別居している場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

※仕送りについて

- ・年間の仕送り額…被扶養対象者の年収を上回る額
- ・仕送りの頻度…1 カ月ごと
- ・仕送り証明…金融機関の振込控え、通帳コピー等（手渡しは認めません）

こうした条件をクリアしている方について健康保険組合が総合的に判断し認定します。



被扶養者認定に必要な提出書類一覧

提出書類に基づき、健康保険組合にて扶養認定の審査を行います。

扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類の提出を求められることがあります。また、申請のケースによって細かく確認することや確認した内容によっては、扶養認定を行わないこともありますので、あらかじめご承知おきください。

○印 必ず提出 △印 該当する人は必ず提出

提出必須書類	区分	添付書類	別居可(注3)				同居(必須)	備考	
			配偶者(注4)	父母・祖父母	子・兄弟姉妹・孫		3 ぞ親等内親族他		
					高校生以上	中学生以下			
健保組合専用書類		被扶養者(異動)届	○	○	○	○	○		
		被扶養者申請調書	○	○	△		○	△高校卒業以上(高校生以下の就労者は要提出)	
		被扶養者認定チェックシート	○	○	△		○	△高校卒業以上(高校生以下の就労者は要提出)	
添付書類【該当する項目を確認して添付】	対象者:高校卒業以上	住民税(非)課税証明書(原本)(注6)	○	○	△		○	△高校卒業以上(高校生以下の就労者は要提出)	
	収入あり	認定基準内の収入で就労	直近3カ月分の給与明細(写し)	○	○	○		○	給与収入以外の場合は確定申告(写し)
		年金を受給	年金改定通知書または直近の年金振込通知書(写し)	○	○	○		○	受給している年金(すべて)
	就職していた	失業給付を受給しない	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)	○	○	○		○	離職票1ではありません
		失業給付の給付制限期間	離職票1および2(写し) 受給資格者証(両面写し)	○	○	○		○	支給制限期間の記載のあるもの
		失業給付を受給延長	離職票1および2(写し)または受給者資格者証(両面写し)、入手次第受給延長通知書(写し)	○	○	○		○	
		失業給付を受給完了	受給資格者証(両面写し)	○	○	○		○	受給終了日の記載のあるもの
	雇用保険未加入	雇用保険未加入である旨記載の退職証明書(写し)	○	○	○		○	公務員は辞令(写し)	
	学生(注7)	【有効期限】が表示されている学生証の写し、または、在学証明書(原本)	○	○	△		○	△高校生は不要	
	扶養義務の確認	世帯全員の住民票写し 記載事項省略なしの原本(注1)		○	△	△	○	△兄弟姉妹の場合(注2) △子の場合、配偶者がいない時は提出	
夫婦共同扶養(共稼ぎ)	配偶者の収入の証明書類			△	△		△子の場合提出(注8)		
居住の確認	住民票(写し)	△	△	△	△	△	被扶養者となる方が外国籍の場合は提出(注5)		

注1: 世帯全員の住民票に認定対象者以外の成人家族がいる場合は、その方の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。

離婚の場合、その事実が確認できる公的書類の写し 例: 戸籍謄本の写しなど

注2: 扶養申請対象者が同居の兄弟姉妹で、別居の父母がいる場合には、父母の収入を証明する書類を追加書類として添付してください。

注3: 扶養申請対象者と別居の場合は、生計維持確認のため、送金を証明できるものを直近3カ月分と、被保険者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)を添付してください。手渡し・受取人が作成した領収書・数カ月分をまとめて送金すること(送金は毎月、定期的であること)は認められません。

学生である子、被保険者の単身赴任により別居している配偶者については、送金を証明する書類は不要です。

注4: 婚姻による申請の場合は、婚姻届受理証明書等婚姻日のわかる公的書類を添付してください。内縁の妻は住民票を添付してください。

表記上「内縁の妻・未届けの妻」でない場合、重婚でない旨の確認として各々の戸籍謄本等も添付してください。

注5: 外国籍の方は、日本国内に居住し、住民登録をしていることが要件となります。扶養審査の申請に際し「家族滞在ビザ」「在留カード」の取得がない場合は、原則認定対象外となります。短期滞在の場合は、認定対象外となります。外国籍の方については、内縁関係は適用されません。

注6: 市区町村発行の収入額の記載されている各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本【有効期限:発行日から3カ月以内】

注7: 夜間部(通信制を含む)の学生や離職後に学生になった場合は、収入の確認できる書類も必要です。

注8: 配偶者が死亡の場合、「配偶者の収入の証明書類」は不要。調書または備考等にその旨を記載してください。

注意: ① 公的書類は3カ月以内に発行された原本。写しを提出する場合には、コピーのみ有効。写真で撮ったものは不可。

② 雇用保険の失業給付を受給開始された場合、扶養異動届の提出が必要です。

(基本手当月額が3,612円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は5,000円)未満の場合は不要。)

5日以内に健康保険組合に届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被扶養者にしたい人がいる場合は「被扶養者（異動）届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて届け出てください。また、新しく被扶養者が増えたときや、被扶養者が該当しなくなったときも、その都度5日以内に健康保険組合に届出を行うようにしてください。

原則的に事実発生日から5日以内の届出ですが、当健康保険組合ではご申請内容に応じて審査認定いたします。

Q&A

Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。たとえば、両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。

Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

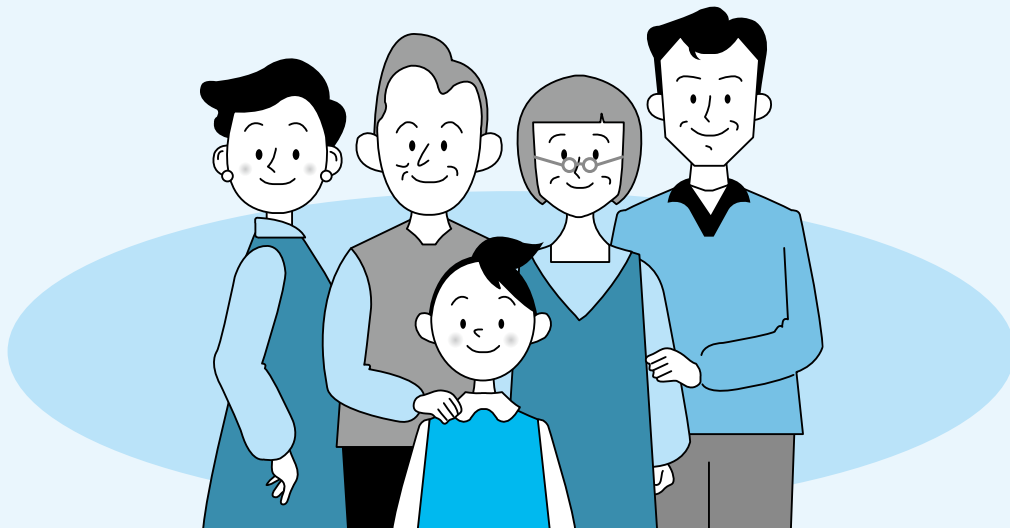
A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、失業給付が少額^{*}であれば、認められます。なお、待期・給付制限期間中は、収入がないため被扶養者となることができます。

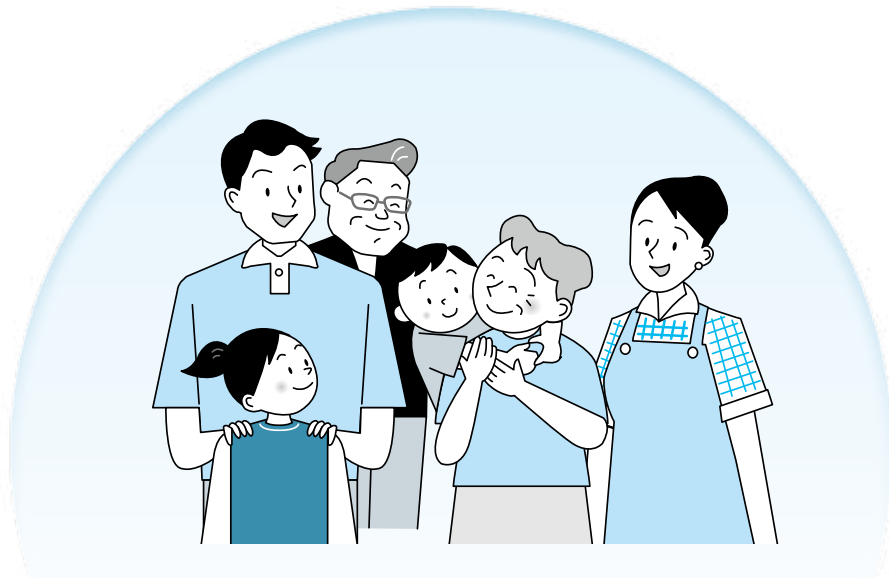
^{*}60歳未満の方は基本手当日額が3,612円未満、60歳以上または障害者の方は基本手当日額が5,000円未満

Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 被扶養者の収入とは、原則として次に示すような継続的に生じる収入のすべてを含みます。

給与収入（賞与・交通費等を含む総収入）、事業所得（必要経費を差し引いた額）、投資収入、利子収入、個人年金、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、厚生年金基金等課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給等も含まれます）、不動産賃貸収入（土地、家屋、車庫等）、雇用保険失業給付金、傷病手当金、出産手当金、その他実質的に収入と認められるものただし、退職金や出産育児一時金など一時的な収入は含みません。





Q 税法上、扶養控除の対象としている家族は健康保険でも扶養家族として認められますか？

A 税法上の扶養は前年度（1月から12月）の年間収入をみますが、健康保険上の扶養認定は、申請時点より今後1年間にどのくらい収入があるかで判断します。また、税法上と健康保険上では収入の認定基準も異なっており、健康保険の認定基準は60歳未満の方は年収130万円未満（月額108,334円未満）、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する障害のある方は180万円未満（月額150,000円未満）の方が対象となりますので、年収（パート・アルバイト等）が130万円を超えた時点で扶養から外れるのではなく、収入が1カ月あたり108,334円（108,334円×12カ月=1,300,008円）見込まれるようになった時点で、削除の手続きが必要となります。

Q 事実発生から1カ月以上経過して被扶養者の申請をした場合、健保組合に到着した日が認定日となると、認定日より前に医療機関で受診した場合の医療費はどうなりますか？

A 認定日より前の医療費については全額自己負担となりますので、申請はすみやかにお願います。なお、被扶養者の認定日は、健康保険証に記載されています。

